

参考資料

1 院内保育所施設整備費補助事業(令和6年度地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱)

(1) 目的

この事業は、病院内保育所の施設整備事業について補助し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、病児等保育を行うことを目的とする。

(2) 補助対象者

県内に所在する院内保育所を設置する病院等の開設者（公立病院は除く）

(3) 補助対象事業

上記（2）に掲げる者が上記（1）の目的をもって行う病院内保育所の新築、増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く）事業とする。

(4) 補助基準

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定して補助基準とする（補助金額は補助基準に第3欄の補助率を乗じて算出する）。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>次に掲げる基準面積に別表6に定める単価を乗じた額とする。</p> <p><基準面積>収容定員×5m²</p> <p>ただし、30人を限度とする。</p> <p>(注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。</p> <p>2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。</p>	<p>病院内保育所（施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重する。）として必要な新築、増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く）に要する工事費又は工事請負費</p>	0.33

（別表6） ※ 令和6年度単価のため、変動することがあります。

	鉄筋 コンクリート	ブロック	木造
院内保育所施設整備費補助事業 (1 m ² あたりの単価)	210,700円	184,100円	210,700円

（注）1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、

建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 建物の構造が上記に該当しない場合の単価は、次のとおりとする。

(1) 鉄骨鉄筋コンクリート構造については、鉄筋コンクリート造の単価を用いる。

(2) 鉄骨構造の場合で、強度・耐久性が鉄筋コンクリート構造と同等の工法である場合（ラーメン構造の場合で設計者等が強度・耐久性を証明できる場合）は、鉄筋コンクリート単価を用い、その他についてはブロック単価を用いる。

(3) 鉄骨と鉄筋コンクリートの複合建築については、鉄筋コンクリートの比率が50%以上である場合は鉄筋コンクリート造の単価とし、50%未満である場合はブロック造の単価とする。

2 留意事項について

- 上記内容については、今後、要綱の改正等により、変更されることがあります。
- 他の補助金と重複する場合は、補助を受けることはできません。
- 工事業者の選定にあたっては、必ず県の規定（原則として一般競争入札）を遵守することとなります。
- 経費については、補助対象経費と補助対象外経費とを区別（場合によっては契約書も区別）できるものとします。